

### 「福祉」の規範理論について(1)

大山, 博 / OYAMA, Hiroshi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration :  
reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

225

(終了ページ / End Page)

248

(発行年 / Year)

2007-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003057>

<研究ノート>

## 「福祉」の規範理論について（1）

大 山 博

### I. はじめに

近年、「福祉」の規範理論に関して注目すべき研究業績が相次いで刊行されている。

手元の文献でみると、その特徴的な動向として、一つには、とくにヨーロッパを中心として福祉国家の原理を形成する「社会的連帯」に焦点を合わせて再検討している研究がある。

田中拓道『貧困と共和国——社会的連帯の誕生』（2006）は、「福祉国家の危機を制度論的ではなく、思想的に検討する手がかりを提供することを目指している。…… 現在それらが大きな再編過程の只中にあることに変わりはない。こうした文脈において、従来の福祉国家がいかなる理念によって支えられてきたのか、そのいかなる要素が今後継承されるべきなのか、という規範的な問いを探求することは避けて通れない」として、フランス福祉国家の思想史を展開している<sup>(注1)</sup>。

さらに、「福祉国家についてはこれまでも膨大な研究の蓄積があるが、それを支える社会的連帯の理由が正面から問われることは多くはなかったのではないかと思う」、「研究の多くは、程度の差こそあれ、福祉国家の存立を前提としたものであり、必ずしもそれが存在すべき理由そのものを問うものではなかった」と序論で指摘して、ヨーロッパの動向を比較研究しながら、社会的連帯の理由をあらためて問い直そうとする研究に齊藤純一編『福祉国家——社会的連帯の理由』（2004）がある<sup>(注2)</sup>。

ここにみられるように、これまで「社会的連帯」については、少なからず議論はされてきたが、グローバル化が進展する中で「福祉国家の再編」の時期において、福祉国家そのものの存在理由およびその存在を支える規範的要素である「社会的連帯」の理由が、あらためて問われているということである。

二つには、「福祉国家の哲学」、「福祉の公共哲学」といわれ、特に塩野谷祐一らを中心とした研究の潮流がある。

塩野谷は、国立社会保障・人口問題研究所の「福祉国家の経済と倫理」をテーマとした1999年度の厚生政策セミナーの開会の辞の中で次のように語っている。

今日、少子高齢化が進む中で社会保障制度の根本的な見直しが、財政的問題を中心に行なわれていることについて、「このような経済一辺倒の議論は果たして正しいものでありましょうか。経済が人間のためにあるものだとすれば、人間の側からの問題設定がありうるのではないのでしょうか」、「福祉国家の再構築を論ずるにあたって、普通の議論と違う問題の立て方をするのは、経済の視点からだけでなく、経済と倫理と言う二つの視点から問題を取り上げると言うことにあります。加えて我々が社会保障の倫理的基礎を確認しなければならないと考えるもう一つの理由は、経済社会のあり方を評価する規範的な理論、あるいは倫理的理論が今日劇的な発展を遂げつつあるということでもあります。社会保障に対する右や左、保守や革新といった、従来のイデオロギー的な評価と違って、ジョン・ロールズやアマルティア・センなどによって代表される新しい道徳哲学が展開されつつあります。このような議論が社会保障制度の再構築にあたって、世の中ではあまり議論されていないというのが我々の考え方であり ……………」<sup>(注3)</sup>。

このように塩野谷は述べた上で、セミナーでアマルティア・センと「福祉・自由・福祉国家」をめぐって対談をし、その内容がまとめられている。

そして、塩野谷は、特にロールズ、センの研究業績をふまえながら、『経済と倫理——福祉国家の哲学』（2002）を刊行している。本書において、福祉国家の哲学を提示しようとしているが、その哲学は、福祉国家は「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の公共的制度であって、制度の次元では経済と倫理との接合は政治を通じて媒介されるとして、政治を加えたあらたな「公共哲学」を提唱している<sup>(注4)</sup>。

この公共哲学の文脈で、制度および理念としての「福祉」を対象とし、方法としての公共哲学とを組み合わせ、塩野谷、鈴木興太郎、後藤玲子編『福祉の公共哲学』（2004）が刊行されている。

本書のはしがきで、「福祉の公共哲学は、人間生活における福祉や幸福を規定するさまざまな側面を視野に入れ、関連する諸概念の再検討・再構成を通じて、社会の中で多面的な人間本性の発揮を可能にする公共的ルール構築のために開かれた討議を提供しようとするものである。具体的にいえば、それは、各国の社会保障改革を評価する規範理論的基礎を解明しようとする。もちろん、福祉の公共哲学は試行の段階にある」と述べて、あらたに福祉の公共哲学の研究を提唱している<sup>(注5)</sup>。

三つには、ロールズやセンなどの理論をふまえながら、日本の社会保障制度の法規範の基礎付けについて、憲法や社会保障法の視点から展開している流れがある。

こうした視点から、『季刊 社会保障研究』（Vol. 41. Spring 2006）では、「社会保障と憲法」をテーマとした特集を組んでいる。

この特集の中で、菊池馨実は、「憲法学では、従来、憲法25条を「社会国家」理念の表明とみて、その裁判規範性の論証を中心に議論してきたといわれる。換言すれば、裁判規範のレベルを離れて、

「憲法理論」としての生存権論が展開される試みはあまりなされてこなかった。…… 実体的な社会保障制度のあり方を枠付ける規範原理の解明に目が向けられることもほとんどなかったといわざるを得ない」と指摘している<sup>(注6)</sup>。

このように、最近の日本での刊行物で正面から「福祉」の規範理論について取り上げてまとめられたものを大まかに三つの流れに分けて整理して見ると、共通しているのは、規範理論の研究は、看過されてきたということと、「福祉」あるいは福祉国家の再検討、再構築にあたって基礎的な理論となりうるものであると指摘していることである。そして、ロールズとセンの業績が大きな影響を及ぼしているということである。

では、この規範理論は、これまで看過されてきたといわれるが、「福祉」研究の中でどのように位置づけられているのだろうか。そして、これらの先行研究の業績で何が明らかにされ、今後の研究課題として何を研究する必要があるのだろうか。

本研究ノートでは、このようなことについて、主要な先行研究を基に、イギリスの先行研究も含めて、整理していくことにする。

この先行研究の整理を進めていくにあたり、塩野谷の『経済と倫理』は、今田高俊が書評の中で、「福祉国家の再建のみならずモラル・サイエンスとしての経済学を再考するうえでベンチマークとなる力作である。塩野谷理論の集大成ともいべき本書は、専門領域を超えて広く社会科学への影響力を持つであろう」<sup>(注7)</sup>と述べている如く、福祉の規範理論研究においてもその礎となるものと思われる。

そこでまず最初に本書を取り上げて、研究の基礎を築くために、経済哲学は門外漢であるがゆえ、読書ノートの的に整理を試みておくことにしたい。

## II. 「福祉」研究における規範理論の位置づけ

### 1. 「福祉」の概念をめぐって

さて、ここで、先の先行研究において、「福祉」の概念が一定していないので、あらかじめ整理しておこう。

まず、書物のタイトルにおいても『福祉の公共哲学』、『福祉国家の哲学（ないし公共哲学）』という使い方がなされている。

『福祉の公共哲学』においては、はしがきで、「福祉とは、一方で社会保障を中核とする福祉国家ないし福祉社会の『制度』を意味すると同時に、他方で、人々が私的および公共的に望ましい目

標として追求する福祉ないし幸福の『理念』を指す。理念は制度の中に体现されるものであるが、制度も理念もそれぞれ多様性を持ち、それらは多様な人間集団によって支持されている」としている。

塩野谷の『経済と倫理』では、福祉とは言わないで社会保障として、「社会保障とは、公正な協同の仕組みとしての持続的社會を作るという観点から、市場經濟制度の過程および帰結に対して、國家が補正および補完を行う制度である。…… 『市民的權利』と『政治的權利』の保障を基礎にして、『社会的權利』を充足するための諸資源および諸制度を公共的に提供することによって、あらゆる人々を社會の完全な成員として位置づけようとするものである。資源および制度の具体的な種類は、國によって範圍を異にするが、年金・医療・福祉・介護・教育・雇用・住宅などの社會サービスである。これらのサービスは人間生活の『基礎的ニーズ』を充足するためのものであって、社会保障という觀念の出発点は『基礎的ニーズ』という考え方である。『基礎的ニーズ』とは、人間という『存在』が人間としての諸機能を發揮する上での基本的な要求である」と定義している(248頁)。

この塩野谷の社会保障の定義は、従来の所得保障とは異なり、広く社會サービスあるいは福祉國家の定義として通用するものである。『福祉の公共哲学』の福祉の概念と福祉國家の概念ともいえるものである。

この兩者における「福祉」は、広くwell-beingを意味しているのではないかと思われる。

このwell-beingについても、その概念は、まだ曖昧である。

アマルティア・センは、「潜在能力アプローチ (Capability)」の視点から、人間「存在」の諸機能 (functionings) に着目し、財貨でもなく欲望充足 (効用) でもなく、人間としての生き方の善さを「福祉 (well-being)」としてとらえている<sup>(注8)</sup>。

このセンの考え方と共通しているが、塩野谷は、well-beingを「良き生」として、『『良き生』は人間本性を構成するさまざまな特性を發展させ、社会的実践において優れた成果を生むことであり、このことによって個人的自律、人間的卓越、人間的繁榮、自己實現が可能となる」としている(251頁)。

そこで、本稿においては、センや塩野谷の言う「福祉」を広く「良き生」(well-being) という意味で使用しておくことにする。

## 2. 規範理論の位置づけ

「福祉」をこのように「良き生」ととらえれば、それは、理念のレベルにとどまるのではないかと考えられる。

この点、先の『福祉の公共哲学』では、「単なる理念の世界に埋没する哲学とは異なり、福祉の理念的考察のみならず、制度的構想も行うことが福祉の公共哲学であるとしている。

そして、この理念と制度の関係について、理念は制度の中に体现されるものであるが、制度の理念も多様性を持ち、これらの多様性の中から、現実の制度はどのように選ばれ、またどのように選ばれるべきかについて考察するものであると指摘している」（1頁）。

この点、塩野谷はさらに詳細に論じている。

塩野谷は、倫理ないし道徳（倫理と道徳とを同義とみなす）は、人々の対他関係における行動やあり方を規制する社会的規範であるとし、この道徳と並んで、人々を規制する社会的規範として法律と慣習があり、この「法律・道徳・慣習」を制度と呼ぶ。

この「制度」の概念には、「理念」を意味する「社会的規範としての制度概念」と「実体」を意味する「社会組織としての制度概念」の二つの側面があるとする。その実体とは、企業、市場、家族、政府、より包括的には資本主義制度、民主主義制度、社会保障制度、さらにそれらの総体としての福祉国家制度を意味する。そして、この理念と実体の関係は、実体が理念を担っているという関係があるとする。

また、規範の拘束性や制裁性については、法律・道徳・慣習の順で強く、内容的には法律が最も狭く、慣習が最も広く、道徳は法律と慣習の中間に位置づけられるとする。

それは、慣習の中にも道徳的原理が含まれており、実定法の中にも自然法のような道徳的原理が含まれていることを意味し、それ故、社会的規範の中でもとくに道徳に注目を置く。この道徳の原理性を強調するのは、組織としての制度のあるべき姿を道徳原理によって明らかにしたいからであるとする（18～21頁）。

このように、塩野谷の規範理論の研究は、福祉の制度について理念と実体の両側面から、制度的仕組みを記述するのではなく、制度のあるべき姿を道徳原理によって規範的に考察することであると位置づけられている。

次に、イギリスの社会政策（Social Policy）研究では、どのように位置づけられているかみておこう。

この点、スピッカー（Paul Spicker）がよく整理していると思われる。

スピッカーは、規範的原理の研究は、悲しいまでに看過されていると指摘しながら、「社会政策学は社会科学のなかでは珍しく規範的原理の問題と直接関わっており、政策分析における重要な分野の一つである。規範原理とは行為の指針となるものである」と位置づけている。

そして、社会政策に関わる規範的原理を次の5種類に分けて整理している。

① 一人ひとりの境遇に影響する原理。福祉の性質、必要の定義、さまざまな欲求や利害に与え

る重みづけなどの論点に関わる。

- ② 他の人々との関係を調整する原理。道徳規範、利他と互酬、自由と権利などを含む。
- ③ 社会構造の各部分間の関係についての原理。平等、社会的正義、権力などの論点を含む。
- ④ 個人と国家の関係を定める原理。これは再び自由と権利の両方に関わり、所有権や福祉サービス供給に対する国家の役割に関わる。
- ⑤ 国家および国家と社会との関係についての論点。国家の責任、法や民主主義や介入や計画の性質などを含む<sup>(注9)</sup>。

このようにみると、「福祉」は他の社会科学と違って規範理論に直接関わっており、それだけに規範理論の研究は、広く個人、社会、国家といった社会的文脈の中で制度の理念、実体の両面にわたってあるべき姿を考察するもので、最も基礎的な研究として位置づけられているといえる。

しかし、その研究は、いずれも指摘されているように、日本、イギリスとも、まだ蓄積が浅いとのことである。

さて、そこで、このような研究が数少ない中で、塩野谷は、「社会保障の倫理学」(先述の如く、社会保障の定義は広義の「福祉」の意味である)と題して、正面から論じているので、まず先述したように、その研究内容から検討しておこう。

### Ⅲ. 「福祉」の規範理論に関する先行研究の動向

#### 1. 公共哲学における「福祉」の規範理論

—— 塩野谷の「社会保障の倫理学」を基にして ——

塩野谷の『経済と倫理』は大著である。「社会保障の倫理学」はその一つの章にしかすぎない。

「倫理を離れて経済がありえないと同時に、経済を離れて倫理はありえない。倫理は人間がいかに生きるべきかを問うことだと言われる。“生”の手段を生み出すのは経済である」は、本書で繰り返し強調されており、経済の倫理を離れて、社会保障の倫理もありえないことになる。それだけに社会保障の倫理の章だけを取り上げるのは誤解を招くことになりかねない。しかし、ここでは、誤解を恐れずに、どのように「福祉」の規範理論が構築されているかを検討しておこう。

##### (1) ロールズの『正義論』と福祉の規範理論との関係

塩野谷は、「ジョン・ロールズの『正義の理論』(1971年)<sup>(注10)</sup>は、規範的倫理学に革命的な影響

を及ぼした超一級の書物である」と評価している（『福祉の公共哲学』37頁）

これまで、ロールズの正義論は、福祉国家論や社会保障論を基礎づけるものではないとしながらも、セーフティーネット論や社会保険の理論的根拠となりうるとの見方があった。

しかし、福祉の規範理論としての構築はなかったのではないかと思われる。

そこで、塩野谷において、ロールズの正義論が「福祉」の規範理論としてどのように構築されているかを検討しておこう。

ロールズの正義論も大著であり、塩野谷もかなり詳細に解説を加えているが、ここでは「福祉」の規範理論の視点に絞ってしておくことにする。

まず、ロールズの正義論の基本的な価値前提からみておこう。

人間像については、経済学が基礎前提とする「人間は効用を最大にするように行動する」という「合理的経済人」を想定しない（アマルティア・センが「合理的な愚か者」（rational fools）と呼んだ）。

ロールズは、アリストテレス、カントの道徳哲学の流れで、人間を第一義的に「存在」ないし「性格」ととらえ、人間を自己同一性を保有するストックとみなし、「自由・平等な道徳的人格」という観念を提起した。

これは、「秩序ある社会」という概念と対をなす。「秩序ある社会」は、正義の原理によって基本構造が構築されている社会であり、人々の間の社会的協同の理想的なあり方を示す。そのような社会における人間の姿が「道徳的人格」である。

この「自由・平等な道徳的人格」は、人々が善（合理性）と正義（公正性）への能力を持ち、社会的協同において、「平等の尊敬と配慮を受ける権利」を持つということである。この道徳的人格の概念は自然権としての道徳的権利の概念と結びつく。

この自然権の要求は、「秩序ある社会」においては、ロールズは「少数者に課せられた犠牲よりも多数者によって享受される利益の合計の方が大きければよいということ、正義の観念は許容しない。正義の社会では、平等な市民の諸自由が確立されていると見なされ、正義の観念によって保障される権利は、政治的取引や社会的利害計算の対象にはならない」とする。これが、社会契約主義の中心的主張としての「正義」の「善」に対する優位性の考え方である。

正義の原理によって支配される「秩序ある社会」においては、正義の道徳原理が権利の保護と実現を究極目的とするものである。

この「秩序ある社会」を規制する正義原理を発見するためのロールズの論理的な独創的手法によって導き出されたのが、「無知のヴェール」によって覆われた「原初状態」における「社会的基本財」をめぐる社会契約というものである。



この「原初状態」とは、人間が社会生活に入る前に、社会の基本的なルールを定めるために、全員一致の社会契約を行う仮想的な場である。そこで社会における個々人の権利・義務の総体を定める正義の原理が合意される。

「原初状態」に関して、次に三つのことが重要となる。第一に、道徳的人格における「合理性」の要素の側面から、人々は善の追及が許容される。第二に、道徳的人格の「公正性」の要素から、「原初状態」では「無知のヴェール」が支配し、人々が現実の社会において占める社会的・経済的地位、自然的資質や能力、性・年齢・職業など自分にかかわる一切の知識が奪われていると想定される。「原初状態」では、人々は利己心に基づいて自分の利益を増大させようとするという意味で、合理的個人であるが、「無知のヴェール」が人々を覆っているために、自分自身に特有の目的や利益を考慮することができない。その結果、人々は特定の個人の立場を超えて、道徳的観点に立った公正な個人として行動することになる。第三に、契約の対象とするものは「社会的基本財」であり、基本的権利と自由、移動の自由と職業選択の自由を通ずる多様な機会、地位・職務に伴う権能、富と所得、自尊の社会的基礎の5つからなる。

これらの財は、人々が「自由・平等な道徳的人格」として善と正義の能力を発揮するために必要とされる一般的な財である。

道徳的人格は、合理性（善）と公正性（正）を持つが、社会契約参加者は合理性を追求するだけの合理的個人である。しかし、社会契約参加者は「無知のヴェール」でその行動に公正性が賦与される。したがって原初状態における社会契約は利己的個人間の合意ではない。それは、道徳的人格が行うのと同じ選択行為を合理性と公正性という二つの条件の合成によって示したものである。

「無知のヴェール」によって制約された合理的選択は、私利私欲を働かせる余地がなく、特定の利害を代弁するものではない。自分が現実の社会において何者になったとしても困らないルールが合意され、不平を言い立てないルールが採択される。公正の条件の下で正義原理が決定されるという意味で、このモデルを「公正としての正義」と名づけられている。

こうした社会契約の結果として、ロールズは、次の「正義の二原理」が合意されるとする。

「正義の二原理」は、よく取り上げられ、第一原理は、平等な基本的自由の原理と呼ばれている。「福祉」との関連では、第二原理が重要である。

第二原理は、(a) 不平等は、公正な機会均等の条件の下で、すべての人々に開かれた地位や職務に結びついたものであること、(b) 不平等は、社会の最も不遇な人々の最大の便益に資するものであることとしている。

この第二原理の (a) は、公正な機会均等の原理、(b) は、格差原理と呼ばれている。

塩野谷は、このロールズの「最も不遇な人々」(the least advantaged) の格差原理と「社会的基

本財」の中の「自尊（self-respect）」の概念に着目する。

ロールズは、「自尊の社会的基礎とは、市民が道徳的人格としての自分自身の価値を生き生きと自覚し、自信を持って自分の高次の関心を実現し、自分の目的を達成することができるために、通常不可欠な基礎的制度の側面をいう」と定義している。

塩野谷は、この格差原理を社会におけるリスクやニーズへの道徳的対応のための社会保障制度の根拠となるとし、「自尊」は、後述する「卓越」の社会として展開される出発点を与えているとする。

ただ、塩野谷も指摘しているが、ロールズは、狭義の社会保障制度を基礎づけるために正義論を展開したのではなく、正義の二原理は、政治的・経済的・社会的の三つの次元を網羅しており、それはむしろ「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の制度からなる「福祉国家」を対象としたものであるとする。

しかし、ロールズは、所得の不平等を緩和するために、国家が事後的に再分配的な課税と移転を行う体制である「福祉国家資本主義」を支持しないとしている。（274-278頁）

## （2）ロールズの「正義論」と T.H. マーシャルの理論の組み合わせによる社会保障の倫理学の構築

ここに、塩野谷は、ロールズの正義論とイギリスの T.H. マーシャルの理論を援用して「福祉国家の公共哲学」「社会保障の倫理学」の構築を展開するのである。

マーシャルの言う「民主的・福祉的・資本主義」をハイフンで連結された三つの体制と「市民的権利」（18世紀の市場機構に参加する個人の権利）、「政治的権利」（19世紀の公共的意思決定に参加する権利）、「社会的権利」（20世紀の共同体に生きる個人の福祉と生活保障への権利）を<sup>(注11)</sup>、塩野谷は、福祉国家の哲学の最も基本的な課題であるとしている。

そして、マーシャルの三重の権利（シティズンシップ論と呼ばれている）と三層の制度との関係は、ロールズの正義論によって理論的な定式化を与えられると解釈したとする。

この点、塩野谷は、マーシャルが言おうとしたことは、ロールズ流に言えば、三重の権利が保障される条件の下では、人々間の経済的・社会的格差は容認され、人々は共同体の完全な成員として自由・平等な地位すなわちシティズンシップを獲得するということであるとも語っている。

そこで、塩野谷は、マーシャルとロールズを組み合わせ、具体的にどのように「倫理学」を構築しているのだろうか。

まず、社会保障の目的を「市民的権利」、「政治的権利」を基礎にして「社会的権利」を保障するものとして「基礎的ニーズ」、「リスクへの対応」、「自己実現の機会」とみなし、その実現を非市場

の機構によって行うものとする。その理念的基礎として「卓越」、「正義」、「効率」を提起する。

「卓越」(excellence or perfection)とは、ロールズなどがいう人間の「存在」を意味し、「良き生」は人間本性を構成するさまざまな特性を発展させ、社会的実践において優れた成果を生むことであり、このことによって個人的自律、人間的卓越、人間的繁栄、自己実現が可能となることである。その「存在」の基礎的条件となるのが「基礎的ニーズ」であり、その充足が社会保障の出発点となり、第一の理念的基礎となる。

この「基礎的ニーズ」について、塩野谷はロールズの「社会的基本財」と共通しているが、これに「自然的基本財」(健康と体力、知性と想像力など)を加え、人間としての身体的・精神的・情操的能力を正常に維持することである。それは、人間の生物的生存のためのミニマムな条件としてではなく、人間の卓越・向上・自己実現のためのミニマムな条件として考えるべきであるとしている。

ここに、先述のロールズの「自尊」の概念を重視しているといえる。

次に、「正義」は、経済の根本にあるもので、人間の多元的価値の対立を回避し、それらの共存を可能にする最も基礎的な価値である。マーシャルのいう3世紀にわたって形成されてきた「市民的権利、政治的権利、社会的権利」のシティズンシップは「正義」の社会体制である。

「公正な社会」、「豊かな社会」の基礎になるもので、人間間の対立の調整、人間のあらゆる相違性に優先して平等性を重んじ、社会連帯や道徳的共同体を形成することにもなるものである。

ロールズの正義論は、社会契約論で、「基礎的ニーズ」にかかわる財貨・サービスを社会的再分配の仕組みを通じて公共的に提供する根拠となるもので、社会保障の第二の理念的基礎である。

「効率」は、「基礎的ニーズ」に対応した社会保障制度の第三の理念的基礎となる「リスクへの対応」にかかわることである。

「基礎的ニーズ」を充たしえないリスクが発生しかねないとしても、「リスクへの対応」の手段として「保険」という予防サービスが存在する。

ロールズの言う、「無知のヴェール」が支配する社会契約による正義論の「格差原理」は、リスクの集団管理を本質とする「保険」理論を提起している。

保険は、私的財であり、私的保険として市場において取引の対象となる。

しかしながら、「レモンの市場」というリスク確率が高い人ばかりが加入する逆選択(adverse selection)が発生したり、「クリーム・スキミング」などの「保険市場の失敗」が生ずることになる。そこでこの保険市場の失敗を是正するために、政府は公的な社会保険として、強制加入制度を採用し、個々人のリスク確率から独立した平均料率を適用する。社会全体の保険金の支払いを賄えるように、加入者に対する平均料率を定めれば良いという「効率」を実現するというのが社会保

障の第３の理念的根拠となる。(245-256頁)

以上のように「社会保障の倫理学」を要約してみたが、塩野谷は次のようにまとめている。

「非市場的機構としての社会保障の倫理的基礎は、第１に卓越、第２に正義、第３に効率の理念である。…… われわれの議論が通常のものとは異なるのは、社会保障の理念的基礎として、正義や効率よりも卓越を最優先に重視することであり、そのため社会保障の目的として、セーフティー・ネットの提供という消極的目的だけでなく、人間的自己実現の機会を保障するという積極的目的を強調することである。社会保障は、このような本来の目的以外に、結果的にはさらに次のような目的にも奉仕する。貧困の除去、所得の不平等の緩和、ライフサイクルにおける収支の異時点間再配分、家族機能の補完、社会的結合・連帯の強化、社会的安定の確保、個人の自尊・自律の確立などである。これらは社会保障の目的と密接に結びついた別個の表現である」(256-257頁)と。

このようにみえてくると、塩野谷は「卓越」を重視しているものの、社会保険を中心とした社会保障制度で、先の広い範囲の目的に対応できるのであろうかという疑問が湧いてくる。

この点、塩野谷は、福祉国家の制度改革にあたって、正義に対して卓越の価値をどのように連結するかという問題として、①ケアの倫理、②権利に対応する義務・責任の倫理、③人的投資に関する社会保障制度の消極的目的に加えた積極的目的を強調する必要があるとしている。

さらに、塩野谷は④共同体（主義）にもふれている。今日、福祉の世界でも「地域福祉」が社会福祉法に規定され、強調されているだけに、共同体をどのようにとらえているかについて、まずみとおこう。

### （３）共同体（主義）との関係

1980年代、および1990年代を通じて、共同体主義の思想は、功利主義、自由至上主義、社会契約主義などを含む現代リベラリズムの総体に対する批判として提起された。

共同体主義の基本的な主張は、リベラリズムが想定する抽象的、自律的、原子論的な人間像とは違って、個々人は特定の共同体社会の中に「埋め込まれた自我」(embedded self)であり、人々の価値体系は共同体の歴史と伝統の中で形成され、「良き生」の観念が「共通善」(common good)として人々に共有されているというものである。共同体主義における人間像は、社会的に形成された共同性の価値や目的が人々の人格を規定するのであって、価値や目的を捨象した中立的な人格というものは考えられない。共同体の伝統から切り離された自由主義ないし個人主義的な「負荷なき自我」(unencumbered self)は、善の観念も道徳の観念も持たないものとして批判される。

塩野谷は、この社会契約主義・共同体主義論争について、社会契約主義は「正」の理論であり、共同体主義は「善」の理論である。「負荷なき自我」も「埋め込まれた自我」も、１つの道具的な

理念型にすぎない。異なる問題に向けられた異なる理論の間で、人間像の想定だけをめぐって論争するのはまったく無意味であるとしている。

そして、共同体主義は社会契約主義のような共同体を超えた広範かつ多様な社会的次元での価値多元性には関心を払わない。社会契約主義と共同体主義の2つの理論は、異なる範囲と異なる課題を持つ異なるレベルのアプローチとして位置づけることになって、互いに連結可能である。共同体主義は「共通善」の観念によって「正」の倫理学に取って代わることを目指すのではなく、「徳」の倫理学として再構成されるべきであり、「徳」は「卓越」を統一的基礎理念と見なすべきであるとして、共同体主義の理論を「卓越」と連結するのである。

では、次にこの共同体主義を社会保障制度との関係でどのように位置づけられているのであろうか。

共同体主義に共通していることは、個人と社会の中間に存在するさまざまな課題の共同体に注目する。「個人・市場・国家」というゲゼルシャフト的契約関係でなく、「個人・共同体・国家」といういわばゲマインシャフト的関係を考え、この関連の中で、共同体としての家族を含むさまざまな集団を考えている。アマタイ・エチオーニは「家族・学校・共同体・共同体の共同体」の4つを社会の道徳的インフラストラクチャーと名づけ、家族をその根底にある基礎的ブロックと見なしている。

このようなことから、共同体主義は、地域社会における自発的互助活動が多様な福祉サービスの水準や形態の供与を可能にすると考え、社会保障の国営化ではなく社会化を主張する。「福祉国家から福祉社会」といわれるが、共同体主義はこの論理に哲学的基礎を与えた。

塩野谷は、このように共同体主義をとらえて、社会保障制度との関係で次のように述べている。

共同体主義が主張する分権化された社会保障システムは、具体的な制度設計の場面において十分に考えうるものである。共同体主義は、人々の「良き生」を可能にする場としての共同体を重視すると同時に、共同体における実践を通じて育まれる徳ないし卓越を強調する。しかし、共同体主義の思想において卓越を論じた福祉国家論はほとんど見当たらない。

共同体主義の福祉国家論は、福祉の拠点としての共同体にかかわるだけでなく、社会保障に卓越主義の倫理学の導入を論ずるべきである。それは社会保障を人間の能力の開発に向けて策定する「ポジティブな社会保障」に求められるべきであろうと指摘している。(283-287頁)

#### (4) ケアの倫理性との関係

次に、塩野谷は卓越の価値とケアの倫理についてどのように連結しているのであろうか。

ケアの倫理学は、ジェンダー論の潮流から『もうひとつの声』としてキャロル・ギリガン

(Gilligan.Carol)<sup>(注12)</sup>が提唱したものである。

ギリガンは、伝統的に女性の美德と見なされてきた家庭におけるケアの倫理に注目し、男性の発想である「正義」の倫理と比べて異なるものであると主張する。

そして、ギリガンは、ケアとは、他人のニーズに応え、他人の状況に即応して行動することであり、ケアの倫理は義務、コミットメント、責任、信頼、誠実といった個人間の特殊な紐帯を基礎としたものであり、責任志向の倫理であるが、権利志向の倫理と並んで「もうひとつの声」として一般化されるべきであるという。

さらにギリガンは、正義の倫理とケアの倫理とを比較して、ケアの倫理においては、道徳的問題は権利の対立から生ずるのではなく、責任の対立から生ずるものであり、解決のための発想法は形式的・抽象的ではなく、文脈的・物語的であると述べている。

以上のように、塩野谷がギリガンの主張を整理した上で、ケアの倫理学を女性のシティズンシップの拡充という前向きの方に展開するためには、どのように考えるべきであろうかと問題提起して、以下のように展開して卓越との連結付けをしている。

正義の倫理は孤立した抽象的個人の見地に立ち、普遍的原理を結論するが、ケアの倫理は具体的状況における対人関係を前提として、奉仕と同情に基づいた判断をする。どちらも道徳原理である限り、他人の立場に立つという普遍化可能性をみたまなければならないが、正義の倫理が「一般化された他人」ないし「見知らぬ人」との立場の交換から導かれるのに対し、ケアの倫理は「具体的な他人」ないし「顔見知りの人」との立場の交換から導かれる。

このように見ると、正義の倫理にたいするケアの倫理の挑戦は、社会契約主義に対する共同体主義の挑戦と方法的にも実体的にも類似している。ケアが行われる家族という場は共同体の典型であり、そこでは信頼、協調、愛情、同情といった徳目が支配する。ケアという行為はこれらの徳目の発揮である。

ケアの倫理それ自身は「正」の優位の下に置かれる「徳」の倫理であるが、これを基礎にしてフェミニズムの戦略を展開し、社会保障そのものの倫理を確立するためには、ケアの倫理からジェンダー的バイアスを払拭し、一般化と理論化を行うことが必要である。

ケア・サービスの社会化は、女性が伝統的に担ってきた家庭内の無償労働からの解放と、介護・育児などのサービスの社会的提供という二重の機能を担うことになる。その際、女性を家族のケアから解放する倫理と、社会がケアを引き受ける倫理が対応しなければならない。すなわち、家族に対するケアの観念から、見知らぬ人々に対するケアの観念への普遍化が必要である。こうして初めて、女性に無償労働の負担を強制してきたケアの倫理学は、普遍的な原理として、正義の倫理学と対等の地位につくことができる。

ケアの倫理学を女性的、正義の倫理学を男性的と呼ぶのは、単にシンボリックなレトリックにすぎない。実体的に言えば、正義がもつばらニーズをもつ側についての「権利」の観念であるのに対し、ケアはサービスを提供する側についての「義務」の観念である。両者がともに普遍化されたレベルでは、需要と供給の関係のように対になるべきものである。

このようにケアの倫理が正義の倫理と同格になった場合、ケアは具体的な形の家族内・仕事内サービスであることから、社会的弱者に対する普遍的な意味での配慮と思いやりに転形する。ケアは「平等な尊敬と配慮」を社会の見知らぬ人々の間で相互に交わすことにまで昇華させる。しかもこの「平等な尊敬と配慮」は、単に一時点に存在する見知らぬ人々の間だけでなく、異時点ないし異世代の見知らぬ人々の間にも共通するものである。

ケアを受ける側と与える側の両者が対になって、すなわち権利・義務関係が確立することによって、社会保障が求めている「社会連帯」の倫理となり、社会保障における「徳」の理論の位置を見出すことができる。(298-301頁)

このように、塩野谷はケアの倫理については、一般化、普遍化、権利・義務関係の確立により正義の倫理と同格になりうるが、現段階では「正」の優位の下に置かれる「徳」として社会保障に位置づけている。

#### (5) 権利に対応する義務・責任の倫理との関係——シティズンシップと義務の倫理

次に塩野谷は、卓越の価値と共同体、ケアの倫理とを連結させた上で、シティズンシップ論（権利論）との連結を展開している。

塩野谷は、この権利論との連結にあたり、これまでの権利論について次のような問題点を指摘している。

人々は万人から「平等な尊敬と配慮を受ける権利」を有するという観念は、社会契約主義に立脚する権利論の基本である。しかし、権利論は、人々が万人に対して「平等な尊敬と配慮」を払うという逆方向の論理を必ずしも明らかにしていなかった。人々はニーズをもつ弱者の立場の互換性によって共感するという論理的な推論にとどまっていたとして、権利・義務関係を一般化するために、権利の理論から徳性の理論を展開している。

そこで塩野谷は、権利論については、マーシャルのシティズンシップ論の「市民的・政治的・社会的」の三重の権利とそれらを実現する「資本主義・民主主義・社会保障」という三層制度との関係をロールズの正義原理によって理論的な定式化を与えられると解釈する。

この解釈によって、シティズンシップ論は権利論とそれに基づく制度論によって特徴づけられ、そのことによって理論的な前進を遂げたということができるとする。

さらに、塩野谷は、1980年代以後の共同体主義の台頭と90年代以後のシティズンシップ論の新しい展開に鑑みて、新たに問われているものは、共同体に属する個々の市民のアイデンティティーと彼らの徳性との関係であるという。

シティズン（市民）の概念は、単なる個人の概念とは違って、制度の中の個人と言う観念から出発する。権利論に基づく制度論が抽象的な「負荷なき自我」から出発するとすれば、シティズンシップ論における市民は、正義原理とそれに基づく「資本主義・民主主義・社会保障」という三層の制度の下に置かれ、2種類の個人は異なる次元に置かれることになるが矛盾するものではない。「負荷なき自我」を特徴づけるものは個人の権利と自律であるが、権利を保障する制度の下で市民を特徴づけるものは公民的徳性（civic virtue）と義務である。現代のシティズンシップ論は、マーシャルの段階と比較すれば、権利の理論から徳性の理論へと発展を遂げつつある。さらにシティズンシップ論の意義は、社会契約主義やリベラリズムに対する共同体主義からの批判と言う段階を超えて、公共哲学として権利の理論と徳性の理論とが接合される契機を求めていることにあるとする。

権利の理論は「制度」を評価対象とした「正」ないし「正義」の理論であり、個人は抽象的な道徳人格としてのアイデンティティーしかもたない「存在」である。公民的徳性の理論は「存在」を評価対象とした「徳」ないし「卓越」の理論であり、市民としてのアイデンティティーを持った「存在」である。

ここに公民的徳性とは、人間「存在」一般に期待される普遍的な徳目として叡智、勇気、謙譲、誠実などが「常識的徳徳」としてあげられ、これらはすべての人々の利益になるという公共財的性質のゆえに価値あるものとして評価される。さらにこれに加えて、シティズンシップ論における「市民的・政治的・社会的」権利に対応して、個人が「市民的・政治的・社会的」義務ないし責任を持つことであると定義づけている。「市民的権利」を中核として成立した資本主義社会においては、厳しい経済法則に対応して経済的自律の責任の倫理が求められ、「政治的権利」を保障する民主主義の運営に当たっては、政治的参加の責任の倫理が求められ、そして「社会的権利」を保障する社会保障制度に関しては、社会的弱者に配慮する社会的連帯の倫理が求められる。このようなシティズンシップ論を公民的徳性の理論として展開することは、「常識的徳徳」の徳性を超えて「資本主義・民主主義・社会保障」の三層の制度の下に置かれた市民ないし公民としての「存在」の徳性を問うことである。ここに「制度」の倫理学ではなく、「存在」の倫理学を問うことが求められており、さらに社会保障が資本主義と民主主義を結びつける位置にあるという仮説に照らして言えば、社会保障制度を担う「存在」は、経済的市場と政治的フォーラムに臨む人間「存在」の差異を調停し統合化するものでなければならない。

政治的フォーラムに臨む「存在」は「公共的空間」における市民の徳性である。



経済的市場に臨む「存在」は、市場、家族といった「私的空間」を支配する徳である。

「私的空間」における「社会的実践」は自助とイノベーションの倫理が成立する。

利己心を充足するための自律、進取、向上、勤勉、慎慮といった「競争の徳」、自助の徳である。

このように、公共的空間および私的空間における社会的実践の場を通じて「卓越」の基準を充たすように努力する義務を負うとする。(302-306頁)

塩野谷は、マーシャルのシティズンシップ論を公民的徳性の理論を接合することによって「卓越」と連結して社会保障に位置づけている。

#### (6) 人的投資に関する社会保障制度の積極的目的との関係

塩野谷は社会保障の倫理学の終わりに「ストック社会像の概念的枠組み」として「良き生」の文化価値についてふれている。

社会の持続性を構成するものは、個々人の所得や効用といったフロー概念ではなく、何らかのストック概念でなければならない。

この「良き正」を構成するものとして、次の5つの種類のストックをあげて説明している。

社会活動は、経済的資本（富）、自然的資本（環境）、社会的資本（制度）の3つの条件を用意し、それを操作することを通じて、人間的資本（人間）が文化的資本（文化）を創造する過程である。個人および社会の活動はすべての価値あるものを追求する（これを包括的に「文化価値」と呼ぶ）。

最も重要なものは、「存在」としての人間資本の量と質であり、これに対応していくつかの分野における社会的実践を通じて生み出されるのが文化的資本である。社会保障を含む制度のあり方は、人間と文化が最も繁栄するようなものでなければならない。これが卓越主義による「良き生」の文化価値の評価である。

このように考えれば、社会保障は、人々が追求する「良き生」の実現を下支えするセーフティネットのみならず、「良き生」を追求する人間を積極的に支援するスプリングボードとして考えなければならないとする。(310-313頁)

塩野谷は、卓越主義と「良き生」の文化価値を連結して、社会保障の積極的目的としてスプリングボードと位置づけるのである。

## 2. 塩野谷の「社会保障の倫理学」をめぐって

以上のように、塩野谷は、ロールズの正義論から社会契約——社会保険、「自尊」から「卓越」の価値を導き出し、共同体主義、ケアの倫理、シティズンシップ、文化価値を連結して、「良き

生」を実現するための「社会保障制度」の理論付けを展開している。そしてその倫理的基礎として、第1に卓越、第2に正義、第3に効率であり、社会保障の理念的基礎として正義や効率よりも卓越を最優先に重視することであると論じている。

この卓越は、塩野谷の理論の大きな特色であり、ロールズの「自尊」と共同体主義から構築されたように読み取れる。

そこで、この卓越について、本書にはすでに複数の書評およびリプライもあるが、その多くが、これを「エリート主義」ではないかと批判している。

とりわけ、今田高俊は、「卓越の倫理を福祉国家の第一原理として、素直に受け入れられるか否か」、「卓越は正義を超えるか？」と問題提起している。この問題について、今田は、まず、塩野谷の卓越は、「しばしばシュンペーターが引き合いに出され、卓越の条件としてイノベーションを生み出す能力やリーダーシップが強調される（135-6頁、177-9頁、221-3頁）。このため、読み進めるにつれ、エリート主義のイメージがいやおうなく脳裏に刷り込まれてしまう。そして、卓越主義による社会保障は、恵まれた強者にとっての言い分ではないかという疑念が脳裏をよぎる」と指摘している。

そして、今田は、強者の倫理の卓越主義でなく、正義の倫理を超えるのは、障害者や要介護老人や女性に目線を合わせた「ケアの倫理」ではないかという。ケアの倫理については、「われわれは他者をケアすることで、自己の存在確認を得る。ケアは単に他者への思いやりや気配りではなく、心の葛藤を克服し自己実現する力である。また、心理学者のエリク・エリクソンによれば、ケアは徳を備えた力（virtue）であり、人生が停滞感に陥ることを防止する。さらにケアは人間が真に他者に開かれた存在になるために不可欠な条件である」と説明する。

そして、今田は、「ケアの倫理が正義の倫理や卓越の倫理とどう関係するのか明確ではない」とした上で、「現在、弱肉強食の競争原理に翻弄されて、人々のケア力が萎えてしまいかねない状況にある。救済的なケアに偏する社会保障では連帯と共生を核とする福祉国家は再建できない。著者の卓越主義はケアの倫理と弱者の視点から再構成される時、真に効率や正義を補強する倫理となり、新しい福祉国家像の基礎となるに違いない<sup>(注13)</sup>と、ケアの倫理は、正義の倫理に代わる有力な倫理であると主張している。

このような今田の批判に対して、塩野谷は、まず「卓越は正義を超える」という課題が私の議論に反しているとして、次のように回答している。

尚、本稿では、著書の第1編の理念の理論的部分を省略しているため、文脈的に理解しづらいところがある。そこで、塩野谷が回答の中で簡潔に整理しているので、多少長くなるが、塩野谷の理論の理解の一助となるので、引用しておくことにする。

「善——効率——効用」、「正——正義——権利」、「徳——卓越——能力」という三つの倫理学をいわば適材適所化することによって、不毛な論理を超えて知の整合化を図るべきだと考えている。これらの三者はそれぞれ倫理的評価の対象としての「行為」、「制度」、「存在」について妥当すべき理論である。どれか一つが最も重要であるというものではない。対象に応じてどれかが適切であるにすぎない。私が第三の卓越の接近を強調するのは、経済と倫理との関係を問う経済哲学や福祉国家論において忘却されており、それを欠いては、経済は何のためにあるのかという根底的な問いに答えることができないからである。

「善」、「正」、「徳」の三者の間の関係については、道徳の理念に照らして、人々の「社会的共存への関心」に基づいて制度的ルールを規定する「正」の理念が第一位の地位を占めると考える。したがって「正」は個人的「善」および「徳」に優越する。これはロールズの命題である。また「徳」は「善」の質を評価するものであって、「徳」は「善」に優越する。これはトマス・ヒル・グリーンの命題と呼んでよい。したがって、「卓越」（徳）が「正義」（正）を超えれば、それに取って代わるということは毛頭ありえない。

「徳」はあくまでも制度内倫理であって、制度を規定する「正」の原理に従属すると考える。従属的と呼べば、それを貶しめるかのように聞こえるが、実は、「正」の制度を支える人間のあり方こそが「徳——卓越——能力」という観念群を取り上げる点において、共同体主義の主張に対して親和的であるとはいえ、それが「正——正義——権利」に優越するという共同体主義者の論争的な主張を承認しているのではない<sup>(注14)</sup>と。

「社会保障の倫理学」の章では、先に見た如く、社会保障の倫理的基礎は、第1に卓越、第2に正義、第3に効率、として卓越を重視している。しかし、共同体主義との関係では、「共通善の観念によって正の倫理学に取って代わることを目指すのではなく、徳の倫理学として再構成されるべき」、ケアの倫理も「現段階では正の優位の下に置かれる徳」、シティズンシップ論も「公民的徳性の理論を接合して徳（卓越）」、「文化価値を卓越」としており、第1に正義、第2に卓越ではないかと理解に苦しんだ。ここに今田も「ケアの倫理が正義の倫理や卓越の倫理とどう関係するのか明確ではない」とも指摘されるのであろう。

この点、先の塩野谷の説明で、卓越の重視は、経済と倫理との関係、制度内倫理、正の制度を支える人間のあり方こそが徳であるということで、社会保障制度内の倫理の問題として、適材適所で用いられたのではないかと一応は理解できる。

次に、卓越主義はエリート主義ではないかという批判についてである。

塩野谷は、次のように反論している。「その批判は「徳——卓越——能力」の理論的内容を無視して、単に語感に囚われたイデオロギー的反発をしているにすぎない。エリート主義的卓越主義と

リベラルな卓越主義とを区別し、後者をリベラルな正義の理論にとって調和的な自律・自尊・生き甲斐の理論として展開している」、「私がリベラルな卓越主義の倫理学として考えるものは、「正」の原理に基づく万人への自由と平等な機会の保障の下で、人格の向上、性格の陶冶、能力の練磨などを通ずる人間的完成の追求を社会的規範とみなすものである。さまざまな社会的実践の場において、人々の努力は結果的に異なった成果を生み出す」と。

さらに、今田、小林正弥、川本隆史らがエリート主義と批判するシュンペーターとの関係について、塩野谷は次のように反論している。

「シュンペーターは天才的なエリートと凡俗的な大衆とを区別し、前者を称賛するかのようになっているが、彼の理論はそのような粗雑なものではない。彼自身そのような批判を意識して、慎重な理論構成をとっている。まず何よりも、イノベーションやリーダーシップは社会的な機能であって、何らかのエリート的な社会層や社会階級がそれを担うというものではない。革新と適応は社会過程における連鎖現象であって、革新の担い手はどこからともなく現れ、一時的な成功者となるが、永続せず、なんら倫理的に称賛されるべき人たちでもない」と<sup>(注15)</sup>。

小林正弥も、共同体主義の視点から、塩野谷はやはりシュンペーターの有能な優秀者の「徳＝卓越性」を重視し、民衆ないし公衆の倫理や徳にはさほど期待していない。「これを反映して、弱者救済のためという伝統的社会保障は、徳ではなく、ロールズ的な正義の論理によって基礎づけられている。しかし、共同体的美德の観点からは、伝統的社会保障も、正義のみならず、徳によっても基礎づけた方が良いように思える。正義は社会保障の抽象的論理を与えるが、人々にその動機を必ずしも供給しない。共同体的美德が、正義の論理を実現させるような動機を確保するのである」と指摘している<sup>(注16)</sup>。

川本隆史は、「フェミニズムの問題提起を受けとめつつ、ケアと正義を統合する理路をさぐってきた」と先の今田との応酬に注目する一方で、塩野谷の「ポジティブな社会保障」と「卓越」の社会像を検討した上で、「この社会構想からエリート主義を看取するのもあながち無理な読み込みではない。このままではせつかくの卓越の理念も宙に浮いてしまう。そこで、作家の森まゆみの達見を借りて塩野谷の『卓越』を換骨奪胎するとして」として森まゆみの『生活の豊かさ』を構成する文章を次のように引用している。

森まゆみは、「本当の生活の豊かさを保障するのは、収入の多寡ではなく、町と人間関係が大きな要素であることに人びとが気づき始めており」として、その事項を列挙している。

「気に入った喫茶店があるということ、…… 町に出れば友達と出会い立ち話ができること、子供を寝せたあとにサンダルをつっかけ仲間にいる飲屋へいけること、使いやすい図書館と仲のいい本屋があること、…… 下町のお祭りを楽めること、…… 行きつけの信頼のできる病院があり

医者がいること、…… 子どもを預けあえる子育て仲間がいること、…… 病気のと看、世話をしあえる友人が町にいること、お金はなくともこんなことだけで生活が十分、豊かになった」(森1997: 254-255)。

この文章について、川本は、「気に入った喫茶店がある」に始まる12項目(ここでは途中省略している)は、「～できること」(行為)および「～になれること」(存在)の集合である「生き方の幅」、つまりアマルティア・センのいう capability の次元に即して活写されている。こうしたアプローチでもって『卓越』の中身を充実させる方向に、私は進みたい」と、卓越の具体的な意味内容をセンの capability を援用して示している<sup>(注17)</sup>。

他方、塩野谷は別の雑誌のコラムで、卓越の具体例として次のように挙げている。

事例は12世紀末、イタリア生まれのフランシス派修道会の創始者であるアッシジの聖フランシスの生き方である。

「彼は裕福な商人の息子であったが、神の啓示を受けてから一変した。狂人と言われながら、身にぼろをまとい、裸足で歩き、一片のパンによって生きる乞食僧に徹した。…… 血まみれの求道の末、死を前にした視覚的暗黒の中で彼が歌い上げた『太陽の賛歌』という詩は、おおらかな天真爛漫さをもって神と自然の愛を称えるものであった」。

塩野谷は、この事例を紹介した後に、次のようなコメントを加えている。

『無知のヴェール』の下で見出される正義の観念は、社会を成り立たせる最低限の道徳である。他方、『無欲のヴェール』の下で見出される愛の精神は、人倫社会の最高の徳目である。愛を中核とする広範な『徳』の道徳体系は人格の質的向上を目指し、人間活動の卓越性を推奨するものであって、人間のための経済という観点から資本主義経済社会を批判し方向づける理論は、『徳』の倫理学の他にはないであろう。『効率』中心の経済を統御する価値理念は、一方で『正義』であり、他方で『卓越』である。『効率』の経済学は人間の利己心をそのまま前提として成立するが、『正義』と『卓越』の倫理学は利己心の上に二種類のヴェールを掛けることによって構築される。そのことによって初めて、不公正で品位なき経済からの脱却が可能となるが、そのような社会が現実にヴェールなしに人々の努力によって出現するかどうかは、社会構成員の道徳水準に依存している」と。<sup>(注18)</sup>

このようにみると、川本、塩野谷の「卓越」像に暮らし方からみると大きな開きがある。

塩野谷の場合は、シュンペーターのイノベーション、リーダーシップなどのエリート主義と批判されるが、この事例紹介では、エリートではないが、確かに大衆とはかけ離れた「聖人」像である。これに対して、川本の場合は、収入の多寡ではなく、大衆レベルでのゲマインシャフト的な普段着の清貧な暮らしを描こうとしている。

しかし、両者に共通しているのは、人の福祉は財や効用で測ることはできない、その財と効用の中間にある「生き方」の機能を重視するセンの capability の考え方が卓越の観念の中に取り入れられていることである。

以上のように塩野谷の「社会保障の倫理学」をめぐる議論からすると、「正」——大衆——伝統的社会保障（財の再分配）——セーフティネット（消極的福祉）と「徳」(卓越)——エリート——スプリングボード——ポジティブな社会保障という二つの系の社会保障制度像が浮かび上がり、選別主義を強調しているのではないかという疑問が生じてくる。

このセーフティネットとスプリングとの関係について、塩野谷は次のように述べている。

「第1に、社会保障は基礎的ニーズを充たしえないという個々人のリスクに社会的に対応するために、セーフティネット（安全網）を用意する。第2に、それだけでなく、社会保障は基礎的ニーズの充足をバネにして、個々人の自律を助け、能力を開発し、社会的文脈の中での自己実現の機会を保障するような、いわばスプリングボード（飛躍台）を用意する。前者は消極的福祉政策であり、後者は積極的福祉政策である」。「セーフティネットは消極的・事後的・ミニマムの対応でよいという判断を招きがちである。そうした比喩を使うとすれば、誤解を招かないように、積極的・事前的対応の装置としてのスプリングボードとかトランポリンといった比喩を付加することが望ましいであろう」と（248頁）。

このようにみると、新自由主義のいう救貧的なミニマムのセーフティネットとは異なり、セーフティネットを自己実現ができるように充実することをスプリングボードと称しており、セーフティネットとスプリングボードを区別する意味ではなく、二つの系の社会保障を塩野谷は主張していない。

このスプリングボードとかポジティブな社会保障は、アンソニー・ギデンズの『第三の道』や英国のブレア政権の福祉政策と共通するものである。

スプリングボードという言葉は、新自由主義のサッチャー政権時に、“セーフティネットを居心地の良いソファでなく、自助と勤労意欲をもつようにスプリングボードへ”と、福祉を削減するワークフェアを意味するものとして使用された。ブレア政権もサッチャー政権の政策をかなり継続しているといわれ、“welfare to work”を政策に掲げており、ワークフェアではないかと議論されている。

現在、国際的にワークフェアが潮流になっており、理論的にもさらに詰めが必要になってきている<sup>(注19)</sup>。

以上のように、塩野谷の社会保障の倫理学について検討してみると、経済の倫理から功利主義や

自由至上主義を批判し、ロールズの正義論の社会契約主義を堅持しながら、さらに共同体主義の徳の倫理学から「卓越」(徳)の価値理念を提起し、マーシャルの三層の制度と三重の権利を連結させて福祉国家の哲学を構築している。

また、卓越の価値理念を基に、共同体、ケアの倫理、シティズンシップ、文化価値との連結を試み、「良き生」(well-being)を追求する社会保障の倫理学を展開している。

塩野谷の著書は、経済哲学ないし公共哲学から福祉国家論および社会保障の倫理学の理論的構築を成し遂げた画期的な労作である。

近年、「臨床哲学」という言葉が生まれ、「もっと問題発生の現場に即応した哲学の語り口を探ろう」と川本隆史らが提唱しているとのことである。武川正吾は、「こうした臨床哲学や公共哲学と扱っている対象から見て社会政策学との距離は意外と短い。ところが臨床哲学、応用倫理、公共哲学の企ては、アカデミズムのいわば「蝸壺」に阻まれて社会政策の構想とは十分につながっていない。言い換えると、その可能性が十分に発揮されていないというのが現状である。哲学者の側には他のディシプリンの領分を侵すことへの躊躇があるのかもしれない。社会政策学者の側にもこれらの問題提起に真摯に応える準備ができていない。結果として、日本のアカデミズムのなかでは、『価値論なき政策論』と『政策論なき価値論』とが何の接点ももたないままに併存している。これは双方にとって不幸なことである」と指摘している。<sup>(注20)</sup>

確かに、塩野谷が用いているキーワードは、哲学的用語を除けばそのほとんどがこれまで福祉の世界でも用いられているものであり、それなりの研究業績もある。

本研究ノートでは、ワンステップとして、塩野谷理論を先行研究として取り上げたが、今後さらに、武川の指摘を参考にしながら、はじめに述べたように研究ノートを続けていきたい。(未完)

#### <注>

(注1) 田中 拓道著 (2006)『貧困と共和国—社会的連帯の誕生』人文書院、10頁、関連して、Pierre Rosanvallon (1995), *La nouvelle question sociale : repenser L'Etat-providence*, Paris, Seuil, 北垣 徹訳 (2006)『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』、勁草書房、が刊行されている。ピエール・ロザンヴァロンも「1990年代初頭以来、危機は新たな段階に入った。たえず制度を圧迫してきた悩ましき財政問題や機能不全を超えて、連帯を組織するための原理や社会権の概念そのものが再検討されるようになる。今や問題は哲学的次元にあるのだ」と指摘している (序論、訳書、2頁)。

(注2) 斉藤 純一編著 (2004)『福祉国家—社会的連帯の理由』、ミネルヴァ書房、1-2頁

- (注3) 塩野谷 祐一：開会の辞、第3回厚生政策セミナー、テーマ「福祉国家の経済と倫理」、『季刊社会保障研究』、Vol35、Summer1999、No1、4-5頁、国立社会保障・人口問題研究所
- (注4) 塩野谷 祐一著（2002）『経済と倫理—福祉国家の哲学』まえがき2頁、東京大学出版会、以下、本書よりの引用は頁数のみを表記する。
- (注5) 塩野谷 祐一・鈴木 興太郎・後藤 玲子編（2004）『福祉の公共哲学』東京大学出版会、2頁
- (注6) 菊池 馨実（2006）「社会保障の規範的基礎付けと憲法」、『季刊社会保障研究』Vol41、Spring、No4、307頁  
尚、同様な視点から日本社会保障法学会編（2003）『社会保障法』第18号、法律文化社にもいくつかの論文が収録されている。また、菊池馨実著（2004）『社会保障の法理念』、有斐閣がある。
- (注7) 今田 高俊（2003）「福祉国家の再建—塩野谷 祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』に寄せて」『UP』第363号、東京大学出版会、23頁
- (注8) Amartya Sen（1985）、*Commodities and Capabilities*、鈴木 興太郎訳（1988）、『福祉の経済学』、岩波書店、2頁
- (注9) Paul Spiker（1995）、*Social Policy-Themes and Approaches*、Harvester Wheatsheat、P79  
武川 正吾・上村 泰裕・森川 美絵訳（2001）、『社会政策講義—福祉のテーマとアプローチ』、有斐閣、97頁
- (注10) John Rawls（1971）、*A Theory of Justice*、Cambridge, Mass, Harvard University Press、矢島 鈞次監訳、（1979）、『正義論』紀伊国屋書店
- (注11) T.H. Marshall、（1950）*Citizenship and Social Class*、本書は再びポットモアによって再録された。  
T. H. Marshall and Tom Bottomore、（1992）、*Citizenship and Social Class*、Pluto Press、岩崎 信彦・中村 健吾訳（1993）『シティズンシップと社会的階級』、法律文化社
- (注12) Gilligan Carol、（1982）、*In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*、Cambridge, Mass.: Harvard University Press、岩男 寿美子監訳（1986）、『もうひとつの声—男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店
- (注13) 今田 高俊（2003） Ibid、29頁
- (注14) 塩野谷 祐一（2003）「『福祉国家の再建』について—今田 高俊氏の書評に答える」『UP』第364号、東京大学出版会、30-31頁
- (注15) Ibid、31-32頁



- (注16) 小林 正弥 (2002) 「書評：塩野谷 祐一著『経済と倫理—福祉国家の哲学』」、『季刊家計経済研究』No56、家計経済研究所、68頁
- (注17) 川本 隆史 (2004) 「卓越・正義・租税—社会政策学の〈編み直し〉のために」、日本社会政策学会誌『新しい社会政策の構想』第11号、法律文化社、5-7頁、尚、森の引用は、森 まゆみ (1997) 『抱きしめる、東京一町とわたし』講談社文庫
- (注18) 塩野谷 祐一 (2002) 「コラム：無知のヴェールと無欲のヴェール」『季刊家計経済研究所』No56、家計経済研究所、63頁
- (注19) ワークフェアについては、日本社会政策学会誌『社会政策における福祉と就労』第16号、2006、法律文化社で、共通論題として取りあげられている。  
宮本 太郎 (2004) 「就労・福祉・ワークフェア」前掲、『福祉の公共哲学』などもある。  
ブレア政権の welfare to work については大山 (2005) 「英国の福祉改革の概観—welfare to work を中心として」『大原社会問題研究所雑誌』560号、法政大学出版局で取りあげている。
- (注20) 武川 正吾 (2004) 「新しい社会政策の構想に寄せて」前掲、日本社会政策学会誌11号、69-71頁

<参考文献>

- Amartya Sen (1982)、*Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 大庭 健・川本 隆史訳  
(1989) 『合理的な愚か者—経済学=倫理的探究』勁草書房
- 鈴木 興太郎・後藤 玲子著 (2001) 『アマルティア・セン—経済学と倫理学』実教出版
- 若松 良樹著 (2003) 『センの正義論』勁草書房
- 川本 隆史著 (1997) 『ロールズ—正義の原理』講談社
- 田中 成明編訳 (1979) 『ジョン・ロールズ：公正としての正義』木鐸社
- 川本 隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社
- 小泉 良幸著 (2002) 『リベラルな共同体—ドゥオーキンの政治・道徳理論』勁草書房